

最高検訓秘第1号

検事長  
検事正

国會議員選挙に関する請訓について次のように定める。

平成7年4月1日

検事総長 吉永祐介

国會議員選挙に関する請訓について

第1

場合には、検事正は、あらかじめ検事長の指揮を受けなければならない。

2 検事正は、前項の規定により検事長の指揮を求めた場合には、検事総長及び法務大臣にその旨を報告しなければならない。

3 検事長は、第1項の指揮をする場合には、あらかじめ検事総長の指揮を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

4 検事長は、前項の規定により検事総長の指揮を求めた場合には、法務大臣に、同項ただし書に該当する場合において第1項の指揮をしたときは、検事総長及び法務大臣に、それぞれその旨を報告しなければならない。

5 檢事総長は、第3項の指揮をした場合には、法務大臣にその旨を報告するものとする。

第2

場合には、検事正は、あらかじめ検事長の指揮を受けなければならない。ただし、

この限りでない。

2

場合も、前項と同様とする。

3 檢事正は、前2項の規定により検事長の指揮を求めた場合には、検事総長及び法務大臣にその旨を報告しなければならない。

4 檢事長は、第1項又は第2項の指揮をした場合には、検事総長及び法務大臣にその旨を報告しなければならない。

第3 国会議員の選挙について、法第211条に規定する罪の有罪裁判が確定したときは、当選無効訴訟又は立候補制限訴訟（以下「当選無効等の訴訟」という。）の管轄高等裁判所に対応する高等検察庁の検事長は、当選無効等の訴訟の提起に関し、意見を付して、検事総長の指揮を受けなければならない。当選無効等の訴訟を提起した後、当該訴訟の被告に関する別個の事実につき同条に規定する罪の有罪裁判が確定したときも、同様とする。

2 檢事長は、前項の規定により検事総長の指揮を求めた場合には、法務大臣にその旨を報告しなければならない。

3 檢事総長は、第1項の指揮をした場合には、法務大臣にその旨を報告するも

のとする。

附則

昭和62年4月1日付け刑秘第3号検事総長訓令「国會議員選挙に関する請  
訓について」は、廃止する。